

「健やか親子21」の次期計画について 検討会報告書 骨子(案)

第1 現状

1 母子保健及び育児を取り巻く状況

(1)母子保健の水準等

- わが国の総人口の変化
- 人口構成の変化
- 出生数の変化
- 早期産の増加
- 低出生体重児の割合の増加
- 乳児死亡率と新生児死亡率、周産期死亡率
- 乳幼児の健康診査の実施状況
- 妊産婦死亡率
- 人工妊娠中絶率

(2)晩婚化と未婚率の上昇等

- 婚姻数と婚姻率の減少
- 晩婚化、晩産化の進行
- 女性の雇用数の増大
- 未婚者の平均希望結婚年齢の上昇
- 生涯未婚率の上昇

(3)子育て世代の状況

- 理想子ども数の推移
- 完全失業率の急増
- 非正規雇用の増加

(4)その他

- 子どもの貧困
- インターネットの普及
- 不妊について

2 母子保健に関連する計画等

- 次世代育成支援対策推進法の制定(平成15年)
- 子ども・子育てビジョンの策定(平成22年)
- 子ども・子育て関連3法の制定(平成24年)
- 社会保障制度改革国民会議報告書のとりまとめ(平成25年)
- 健康日本21(第二次)の開始(平成25年)
- 「健やか親子21」と他の関連施策との関係

3 少子化社会における母子保健対策の意義

第2 最終評価で示された次期国民運動計画(「健やか親子21(第二次)」)に向けた

課題

1 母子保健事業の推進のための課題

- (1) 母子保健に関する計画策定や取組・実施体制等に地方公共団体間の格差があること(母子保健計画の策定状況、母子保健事業の実施体制等)
- (2) 新たな課題の出現等による「母子保健」関係業務の複雑化
- (3) 母子保健事業の推進のための情報の利活用
 - ア 健康診査の内容や手技の標準化
 - イ 情報の利活用の促進
 - (ア) 問診内容等情報の地方公共団体間の比較が困難なこと
 - (イ) 情報の分析・活用ができていない地方公共団体があること
 - (ウ) 関連機関の間での情報共有が不十分なこと

2 各指標の分析から見えた課題

- (1) 思春期保健対策の充実
- (2) 周産期・小児救急・小児在宅医療の充実
- (3) 母子保健事業間の有機的な連携体制の強化
- (4) 安心した育児と子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくり
- (5) 「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援
- (6) 児童虐待防止対策の更なる充実

3 更なる推進の取組の充実(国民運動計画としての更なる周知広報の実施、関係団体の更なる活性化)

第3 基本的な考え方

1 基本的視点

○21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画。

○同時に、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義と、少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動である「健康日本21」の一翼を担うという意義を有する。

○現行の「健やか親子21」の取組

- － 達成した母子保健の水準を低下させないための努力(母子保健システムの質・量の維持等)
- － 達成しきれなかった課題を早期に克服する(乳幼児の事故死亡率、妊産婦死亡率等の世界最高水準の達成等)
- － 更に20世紀終盤に顕在化し、今後さらに深刻化することが予想される新たな課題への対応(思春期保健、育児不安と子どもの心の発達の問題、児童虐待等の取組の強化等)。

○今後10年間を見据えた課題への対応

- － 今まで努力したが達成(改善)できなかったもの(例:思春期保健対策)
- － 今後も引き続き維持していく必要があるもの(例:乳幼児健康診査事業や妊娠届出等、母子

保健水準の維持)

- 21世紀の新たな課題として取り組む必要のあるもの(例:児童虐待防止対策、情報を活用する力の育成)
- 改善したが、「健やか親子21」の指標から外すことで、悪化する可能性のあるもの(例:喫煙対策)

○次期計画の対象期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とする。中間年となる平成31年度を1つの目安として、その間の実施状況等について、中間評価を実施し、必要に応じて、指標の追加等の見直しを行うこととする。重要な指標や収集可能な指標については、5年毎の評価を待たず、毎年データの推移を確認し公表する。また、最終年度となる平成36年度の前年(平成35年度)から最終評価を行う。

2 「健やか親子21(第二次)」の10年後に目指す姿

第4 目標の設定

1 目標の設定と評価

(1) 指標の構成

○目標は、ヘルスプロモーションの基本理念に基づいた、現計画の指標をもとに、次の三段階に整理し策定した(健康水準の指標、健康行動の指標、環境整備の指標)。

○現行の計画において「目標を達成した」、または「世界最高水準を維持した」といった指標については、その推移を継続的に評価することは必要と考えられるため、「参考とする指標」を設定

(2) 指標の内容

○現在の指標を整理し、見直しを行う。

- ・現行の「健やか親子21」では、目標とする指標が非常に多く(69指標74項目)、上位目標とそれを達成するための目標などの整理が不十分であった。このため、達成状況や現状を踏まえ見直すとともに、優先的な取組が必要な指標や、指標相互の関係性についても整理する。
- ・新たな母子保健に関する課題等も踏まえた指標も検討する。
- ・なるべく最終的な統計指標である健康水準の指標に絞り込み、環境整備の指標は最小限とする。

○医療施策に特化した指標については、医療計画等の他の計画において対応する。

(3) 目標の設定

○計画の策定にあたっては、期間ごとに段階的な達成目標を具体的に設定する。

- ・「健康日本21(第二次)」と同様に、10年間を計画期間とする。
- ・10年後の最終的な目標を定めるとともに、5年後を1つの目安とし、中間評価までの短期的な目標を設定する。
- ・向こう20年を目安として長期的な目標設定についても検討する(次世代が成人に達する時期を目安とし、今から取組を始める必要のある課題等)

○指標や目標の設定にあたっては、健康日本21や医療計画等の他計画との整合性を図ること。

○既存の統計調査を活用することを基本とし、継続的にモニタリング可能な目標を設定し評価を

行う。

○既存の調査においては全国値等がなく、目標値等の設定が困難なものについては、次期計画策定後、出来るだけ速やかに調査研究等を行い、ベースライン値、及び目標を設定する。

○目標設定にあたっては、既存の統計調査から現状や今後の推移の見通し等の分析を行い、それを踏まえ、向こう10年間で取組が着実に促されるよう段階的な目標設定を検討する。

(4) 評価

○次期計画の開始から5年目を目途に、目標の達成状況等について中間評価を、また終期となる10年目を目途に最終評価を行うことにより、目標達成に向けた様々な取組に関する評価を実施し、評価結果を踏まえ、継続性をもちつつ母子保健分野のさらなる取組に反映させていくことが望ましい。

○数値目標を評価する際は、目標策定時、中間評価時、最終評価時の調査データは比較可能で十分な精度を持つことが必要である。

○中間評価、最終評価を行う際は、今後強化又は改善すべき点を検討し、評価の結果を公表することとする。

2 課題ごとの具体的目標

(1) 基盤となる課題

ア 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策(基盤課題 A)

目標(案)は、「思春期の心身の健康の大切さを知り、夢の実現のために自ら健康の向上に努め、それを社会が支える」とする。

イ 切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実(基盤課題 B)

目標(案)は、「安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実」とする。

ウ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり(基盤課題 C)

目標(案)は、「妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない社会」とする。

(2) 重点課題

ア 「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援(重点課題①)

目標(案)は、「子どもの多様性を尊重し、それを支える社会」とする。

イ 妊娠期からの児童虐待防止対策(重点課題②)

目標(案)は、「児童虐待のない社会の構築」とする。

第5 次期国民運動計画の推進に向けて

1 地方公共団体における取組の推進

○地域間格差解消に向けた国・都道府県・市町村の役割の明確化

○計画期間と達成すべき具体的課題を明確にした目標を設定すること

2 関係団体の更なる活性化(「健やか親子21」推進協議会、関係団体、学術専門

団体、民間団体・NPO 等)

- 関係者、関係機関・団体が寄与しうる取組の内容を明確にして自主的活動を推進すること
- 推進協議会の活動のあり方の見直し(課題ごとの活動方法、幹事会の設置等)
- 多様な分野における連携(推進体制)

3 周知・広報戦略

- 国民運動計画としての更なる周知広報の実施(ホームページの見直し、様々な媒体の活用)
- シンボルマークの活用
- 「健やか親子21」全国大会の案内周知
- 計画の名称の見直し